

奨学のための給付金（和歌山県高校生等奨学給付金）全体Q＆A

Q. 1 保護者の課税証明書が県民税（所得割額：0円、均等割額：2,000円）と市民税（所得割額：0円、均等割額：3,500円）の場合は対象になりますか。

A. 1 県民税と市民税の所得割額(定額減税後)が0円の場合は、対象になります。

Q. 2 父親が、海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか。

A. 2 所得確認ができない場合は、対象外です。

Q. 3 申請者が外国籍の場合は対象になりますか。

A. 3 日本国内に住所を有していれば対象になります。

Q. 4 祖父母も一緒に暮らしていますが、祖父母に収入がある場合はどうなりますか。

A. 4 「親権者」がいる場合は「親権者」の所得で判断します。その場合、祖父母は含みません。

Q. 5 高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金（認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度）の申請と重複する書類等は省略できますか。

A. 5 高等学校就学支援金又は学び直し支援金（認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度）の届出書等に添付しているものとは別に提出が必要です。

Q. 6 生活保護受給証明書や課税証明書等は原本が必要ですか。

A. 6 生活保護受給証明書については原本が必要ですが、課税証明書等についてはコピーでも可能です。

Q. 7 「当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」の有無は、どのような書類で確認しますか。また、対象となる者の生年月日はいつになりますか。

A. 7 扶養の確認は健康保険証の写しにより行います。

令和6年度は、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の生年月日は、「年齢計算に関する法律」等により平成13年7月3日～平成21年7月2日になります。

Q. 8 「当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」として、対象生徒の兄と姉がいる場合、どちらの健康保険証を提出すればよいですか。兄と姉の両方の健康保険証が必要ですか。

A. 8 上記の場合、兄か姉のいずれか1名分の健康保険証を提出してください。

兄弟姉妹1名分の健康保険証により、扶養の有無を判定します。

Q. 9 申請者は母親だが、祖父に姉（23歳未満）と本人（高校生）が扶養されている場合、支給額はどうなりますか。

A. 9 健康保険における扶養関係では、姉は保護者（親権者）等に扶養されていないとみなされるため、支給額については、第1子の支給額となります。

Q. 10 双子でそれぞれ違う私立高等学校へ入学した場合の支給額はどうなりますか。（保護者等の被扶養者が双子のみの場合）

A. 10 双子を扶養している場合は、全日制の場合、双子で1人目に該当する場合は第1子の支給額、2人目に該当する場合は第2子の支給額となります。申請書はそれぞれ作成し、提出してください。

Q. 11 兄が公立高等学校3年生に在学、弟が私立高等学校1年生に入学した場合、支給額はどうなりますか。（保護者等の被扶養者が兄弟のみの場合）

A. 11 支給対象の高校生等が公立、私立にそれぞれ在学している場合、私立高校生が第1子、公立高校生が第2子で申請する方が支給額が多くなるため、私立高校生が第1子の支給額、公立高校生が第2子以降の支給額となります。

Q. 12 給付金支給後に学校を退学した場合は、給付金の返還を求められますか。

A. 12 支給後に退学した場合は返還を求めません。（支給の認定は基準日で判断します。）

Q. 13 申請書提出後に申請内容（住所・口座情報等）が変わってしまった。

A. 13 学校に連絡して「申請事項変更届」を提出してください。

Q. 14 受給申請書の申請者氏名欄には、誰の氏名を記入すればよいですか。

A. 14 申請者は、生徒ではなく、保護者（親権者）等です。

対象生徒に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、保護者2名（父・母）のうち、当該兄弟姉妹を健康保険上で扶養している方を申請者としてください。

それ以外の場合は、保護者2名（父・母）のうち、代表する1名を記入してください。